

独立行政法人林木育種センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成17年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

理事長 〔 俸給月額を6.6%引き下げ、平成17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給補償を実施、調整手当を廃止、地域手当を(俸給月額の1%)を新設した。 〕

理事 〔 俸給月額を6.6%引き下げ、平成17年度から引き続き在職する役員については、17年度給与水準の現給補償を実施、調整手当を廃止、地域手当を(俸給月額の1%)を新設した。 〕

監事(非常勤) 〔 改定を行わなかった 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
理事長	15,367	10,836	4,423	108 (地域手当)		3月31日 1人
理事 (1人)	14,149	9,360	4,040	749 (地域手当)		3月30日 1人
監事 (人)	該当者なし			()		
監事 (非常勤) (2人)	928	928	0	0 ()		3月31日 2人

注: 「その他」欄の(地域手当)とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。従前の調整手当から替えたものであり、一般職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定による調整手当を受けていた者に、2年を経過するまでの間支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし
監事 (非常勤)					該当者なし

注: 「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績等に応じ、145/100(特定幹部職員にあつては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	昇給: 毎年1月1日を昇給日とし、昇給日前1年間の勤務成績に応じて、5段階(A: 8号俸~E: 昇給なし)の昇給区分に決定される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- (1) すべての級の俸給月額について引き下げ(平均改定率△4.8%)。
(17年度から引き続き在職する職員については、17年度給与水準の現給補償を実施)
(2) 調整手当を廃止し、地域手当(日立市1%)を新設。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 132	歳 39.4	千円 6,319	千円 4,631	千円 71	千円 1,688
事務・技術	人 83	歳 39.3	千円 6,028	千円 4,403	千円 62	千円 1,625
研究職種	人 46	歳 39.5	千円 6,946	千円 5,116	千円 81	千円 1,830
技術専門職員	人 3	歳 40.5	千円 4,740	千円 3,480	千円 155	千円 1,260

注: 1 「技術専門職員」とは、自動車運転手、木工、林業作業等を行う職員である。

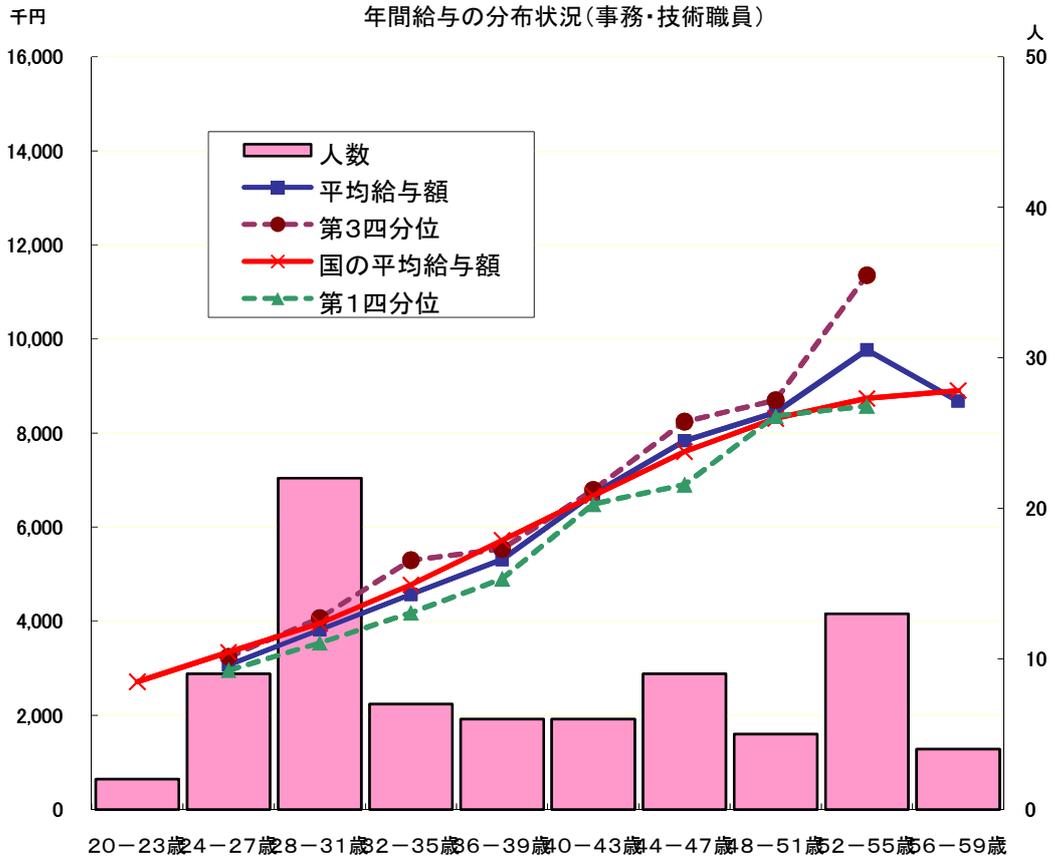
2 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

3 常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

4 「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」及び「非常勤職員」の区分については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注1：年齢20-23歳及び56-59歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」については表示していない。

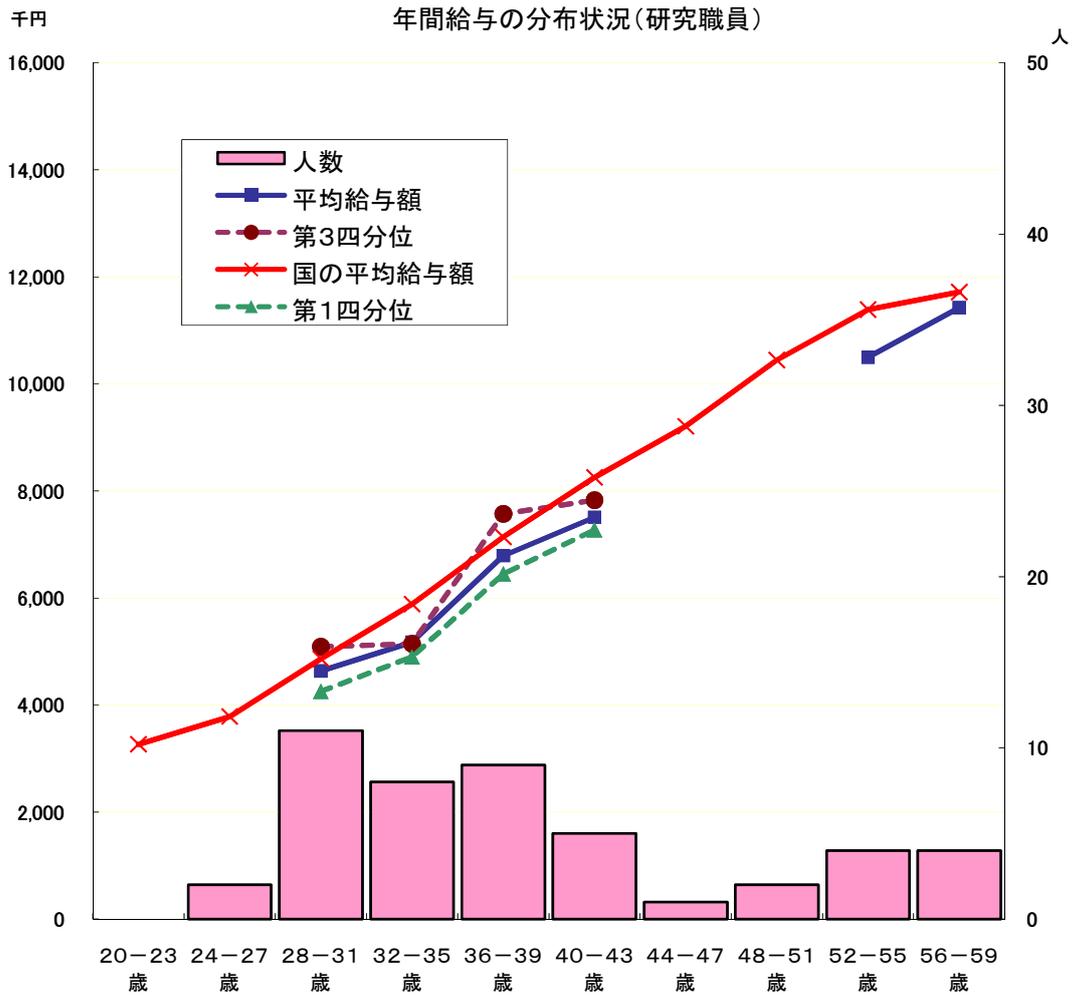
2：年齢20-23歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均給与額」については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
本部部長	2	54.0	-	-	-	-	-
本部課長	6	52.3	9,203	9,450	9,840		
本部課長補佐	3	49.5	-	7,001	-		
本部係長	10	40.3	4,879	5,770	6,740		
本部係員	10	28.8	3,492	3,657	3,839		

注1：本部部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「第1四分位」、「平均」及び「第3四分位」については記載していない。

2：本部課長補佐の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。



- 注:1 年齢24-27歳、44-47歳、48-51歳、52-55歳及び56-59歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」については表示していない。
- 2 年齢24-27歳、44-47歳及び48-51歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均給与額」については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
本部部長	2	57.0	—	—	—	
本部課長	3	48.8	—	9,390	—	
主任研究員	13	42.2	7,107	7,700	7,897	
研究員	23	31.9	4,396	4,822	5,096	

- 注1: 本部部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「第1四分位」、「平均」及び「第3四分位」については記載していない。
- 2: 本部課長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年3月31日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	人 83	人 11 (13.3%)	人 21 (25.3%)	人 13 (15.7%)	人 13 (15.7%)	人 5 (6.0%)
年齢(最高～最低)		歳 30～22	歳 34～27	歳 39～31	歳 55～39	歳 56～44
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,580～ 1,837	千円 3,802～ 2,374	千円 4,333～ 2,755	千円 5,273～ 3,930	千円 5,927～ 4,527
年間給与額(最高～最低)		千円 3,512～ 2,516	千円 4,847～ 3,244	千円 6,046～ 3,816	千円 7,432～ 5,536	千円 8,005～ 6,402

6級	7級	8級	9級	10級
課長	課長	部長	部長	部長
人 13 (15.7%)	人 3 (3.6%)	人 2 (2.4%)	人 1 (1.2%)	人 1 (1.2%)
歳 59～47	歳 57～52	歳 —	歳 —	歳 —
千円 7,744～ 6,122	千円 8,899～ 6,778	千円 —	千円 —	千円 —
千円 10,186～ 8,243	千円 12,097～ 9,203	千円 —	千円 —	千円 —

注：8級から10級の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	課長	部長	部長
人員 (割合)	人 46	人 該当者なし (%)	人 22 (47.8%)	人 12 (26.1%)	人 3 (6.5%)	人 9 (19.6%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 38～27	歳 42～35	歳 53～43	歳 59～51	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 3,988～ 2,893	千円 6,058～ 4,635	千円 6,444～ 5,958	千円 8,745～ 7,102	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 5,502～ 3,953	千円 7,952～ 6,207	千円 8,764～ 8,004	千円 12,524～ 9,608	千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 65.3	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 34.7	% 36.4
	最高～最低	% 49.1～31.7	% 45.5～28.8	% 44.1～30.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.6	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.4	% 32.7
	最高～最低	% 40.7～31.3	% 37.5～28.2	% 35.8～29.9

(研究職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 67.2	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 32.8	% 34.7
	最高～最低	% 45.3～32.4	% 41.5～29.4	% 42.1～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 69.3	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 30.7	% 32.5
	最高～最低	% 36.7～32.0	% 33.6～29.0	% 33.6～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.2

対他法人(事務・技術職員)

93.7

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

93.9

対他法人(研究職員)

91.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 965,437	千円 968,733	千円 (%) △3,296 (△ 0.3)	千円 (%) - -
退職手当支給額 (B)	千円 113,770	千円 171,385	千円 (%) △57,615 (△ 33.6)	千円 (%) - -
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,408	千円 1,138	千円 (%) 270 (23.7)	千円 (%) - -
福利厚生費 (D)	千円 128,264	千円 109,306	千円 (%) 18,958 (17.3)	千円 (%) - -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,208,879	千円 1,250,562	千円 (%) △ 41,683 (△3.3)	千円 (%) - -

注1: 財務諸表の付属明細書「役員及び職員の給与の明細」における非常勤役員の支給額928千円との差は、非常勤職員の賃金が含まれているためである。

注2: 平成18年度が中期目標開始年度のため前年度との差額及び増減率は記載していない。

注3: 当年度(平成18年度)及び前年度(平成17年度)の「福利厚生費」の額は、当該額に間違いが判明したため、それぞれ122,892千円から126,452千円に、106,080千円から109,306千円に修正した。なお、平成19年度以前に公表を行った本表については平成21年6月に一括して修正を行っている。

注4: 当年度(平成18年度)の「福利厚生費」の額は、当該額に間違いが判明したため、126,452千円から128,264千円に修正した。なお、平成21年度以前に公表した本表については、平成22年4月に一括して修正を行っている。

総人件費について参考となる事項

- (1) 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比△0.3%であるが、要因としては役職員給与の引き下げによるものである。
- (2) 「最広義人件費」の対前年度比△3.3%であるが、理由は定年退職者数の減による支給額の減少(△33.6%)に対し、非特定独立行政法人への移行による雇用保険事業主負担、労働保険の加入にかかる福利厚生費の増(17.3%)及び非常勤職員等給与(23.7%)が、増額の要因となった。

注1: 当年度(平成18年度)及び前年度(平成17年度)の「福利厚生費」の額に間違いが判明したため、平成21年6月に、「15.8%」を「15.7%」に修正した。

注2: 当年度(平成18年度)の「福利厚生費」の額に間違いが判明したため、平成22年4月に「15.7%」を「17.3%」に修正し、合わせて最広義人件費の対前年度比を「△3.5%」から「△3.3%」に修正した。

- (3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

① 中期目標において示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める

② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの今後5年間に5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

③ 人件費削減の取組の進捗状況

a基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 968,733千円

b平成18年度「給与、報酬等支給総額」 965,437千円(比較増減率△0.3%)

IV 法人が必要と認める事項

特になし